

令和4年4月4日
先進的研究開発戦略センター
戦略推進会合申合せ
令和4年10月6日一部改正

先進的研究開発戦略センター戦略推進会合開催要領

1. 先進的研究開発戦略センター戦略推進会合（以下「推進会合」という。）は、政府と国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「機構」という。）が一体となってワクチン開発を推進することを目的として開催する。
2. 1. の目的を達成するため、推進会合では、関係者が密接に情報共有を行い、関係者が認識を一にしながら、各々の役割に応じ、開発戦略の策定や対策の実行等に資する意見交換を行う。
3. 推進会合の座長は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構先進的研究開発戦略センター一長が務める。座長が不在の場合には、座長が指名する者が代行する。
4. 推進会合は、座長が必要に応じて開催する。
5. 推進会合の構成員は、別紙のとおりとする。推進会合開催の際、構成員が欠席の場合には代理者による出席を認める。
6. 推進会合には、構成員の他、座長が必要と認める者の参加を可能とする。
7. 開催場所は、原則、機構内の会議室とする。変更する場合には、推進会合の事務局が指定する。また、座長が必要と認める場合には、WEB会議システム等を用いた参加も可能とする。
8. 推進会合は、非公開とする。
9. 推進会合の配付資料及び議事要旨は、機構のウェブサイトに掲載する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配付資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
10. 推進会合の事務局は、国立研究開発法人日本医療研究開発機構先進的研究開発戦略センター先進的研究開発事業部戦略企画課が担当する。
11. この要領に定めるもののほか、推進会合に関して必要な事項は座長が定める。
12. 本要領は、令和4年4月4日から施行する。

先進的研究開発戦略センター戦略推進会合 構成員

先進的研究開発戦略センター長 ◎

先進的研究開発戦略センタープロボスト ○

フラッグシップ拠点長

内閣官房健康・医療戦略室長代理／厚生労働省医務技監（議題に応じ参加）

内閣官房健康・医療戦略室次長／内閣府健康・医療戦略推進事務局長

文部科学省研究振興局長

厚生労働省危機管理・医務技術総括審議官

経済産業省商務・サービス審議官

◎は座長、○は座長代行